

下水道河川局庁舎駐車場等除雪業務 仕様書

1 対象業務及び対象施設の所在地

(1) 対象業務

下水道河川局庁舎駐車場等除雪業務

(2) 所在地

札幌市豊平区豊平6条3丁目2番1号 札幌市下水道河川局庁舎

(対象範囲約 1,000 m²)

2 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

3 業務内容

(1) 除雪内容

受託者は、契約期間内は、次のような場合に施設の供用に支障を来たさぬよう、委託者が指定した施設構内駐車場等(別紙図面のとおり)の除雪作業を実施するものとする。

ア 降雪量が10 cm以上の場合

イ 継続して多量の降雪が予想される等、特に除雪が必要とされる場合

ウ その他、委託者が指示する場合

(2) 除雪方法

タイヤショベル(1.4~2.0 m³可変プラウ)により、除雪作業を実施するものとする。

(3) 排雪方法

受託者は、除雪した雪を駐車場内の融雪槽に投入すること。融雪槽の処理能力(駐車場内20 cm程度の積雪)を超えた場合は、駐車等に支障のない場所に集積し、後日、融雪槽に投入すること。なお、融雪槽の操作は受託者が行う。

(4) 作業時間

除雪作業は、平日においては午前7時45分までに終了すること。ただし、降雪量が多い時等やむを得ない理由があるときには、この限りではない。

(5) 予定総業務時間

1回当たり83分×23回=1,909分

4 施設等の破損事故

業務の履行に当たり、施設内の舗装面や設置物等を破損した場合、直ちに委託者に報告し、受託者の責任において原状復旧すること。

5 安全の確保

受託者は、業務の実施にあたって、従業員、車両、通行者等の事故防止に十分注意し、作業中に発生した事故に対する一切の責任を負うものとする。また、道路交通法等関係法令を遵守すること。

6 提出書類等

業務が完了したときは、タコグラフチャート紙等の運行記録（写し可）を添付の上、作業報告書（任意様式）を速やかに提出すること。

また、実施した業務について、月ごとに除雪業務内訳書（任意様式）により稼働時間を集計し、完了届とともに提出すること。なお、集計した稼働時間に10分未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

7 契約金額の支払

単価契約（作業10分当たりの単価）の毎月払とする。毎月の業務完了後に検査を実施し、合格の場合には出来高に応じた請求をすることができる。

8 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減に配慮した履行に努めなければならない。特に、次の事項について積極的に取り組むこと、

- (1) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (2) 業務にかかわる用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。

9 その他

(1) 受託者は、速やかに業務が履行できるよう準備体制を整え、不測の場合は、直ちに委託者に連絡しなければならない。

(2) 仕様書等に定めのない事項については、相互に事前協議し、決定する。